

最短・確実に認証取得するためのNPO法人設立フロー！

本書は、NPO法人の特徴、設立要件等の概要と、当社に設立手続きをご依頼いただいた場合のお手続きの流れ、ご料金等について解説しております。

◆目次

I、特定非営利活動法人（NPO 法人）とは	・・・・・・	1
II、特定非営利活動法人になることのメリット	・・・・・・	1
III、特定非営利活動法人設立のための要件	・・・・・・	2
IV、NPO 法人設立サポート事務局の特長	・・・・・・	3
V、必要書類及びお手続きの流れ	・・・・・・	4
VI、設立までに要する期間	・・・・・・	5
VII、各種代行プラン及びご料金について	・・・・・・	5

I 特定非営利活動法人（NPO 法人）とは

ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体の多くは法人格を持たないため、団体名で銀行の口座を開設できない、事務所を借りることができないなどの不都合がありました。特定非営利活動促進法（NPO 法）は、これらの団体が法人格を取得できるようすることで上記のような問題を解消し、ボランティア活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として施行されました。

そのため、高齢者・障害者福祉や国際協力、環境保全活動などの公益的事業を行うのに非常に適している法人とされています。

II 特定非営利活動法人になることのメリット

特定非営利活動法人として法人格を取得することで、任意団体や営利法人では得ることのできないメリットを享受することができます。

◎特定非営利活動法人になることによる主なメリット

1. 所轄庁の認証を受けることが必要なため、団体の信用力が向上する
2. 法人格が付与されるため、契約や取引が法人名義で行える
3. 任意団体（個人）と比べ、会費や寄付金を募りやすくなる
4. 非営利法人であるため、入札等を介さずに行政と折衝ができる

III 特定非営利活動法人設立のための要件

特定非営利活動法人となるためには、団体が下記の要件を満たしている必要があります。

- 1 **特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利活動が目的ではないこと**
- 2 **10名以上の社員を有するものであること**
- 3 利益を社員に分配しないこと
- 4 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- 5 **3名以上の理事、1名以上の監事がいること**

上記のうちでも特に重要な要件は、「1」、「2」、「5」です。

各要件のポイントとなる事項について、下記にそれぞれ記載致します。

1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利活動が目的ではないこと

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法別表に掲げるいずれかの項目に該当する活動（特定非営利活動）を主たる目的として行うものでなければならず、また、その事業は不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものでなければなりません。お考えの事業がこれに該当するかどうかが、最初のポイントとなります。

特定非営利活動の種類については、下記をご参照下さい。

※特定非営利活動とは

① 次に該当する活動であること

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

上記①、②の両方を満たす活動のことを指します。

2 10名以上の社員を有するものであること

「社員」とは、従業員という意味ではなく、「法人の構成員」という意味です。よって、必ずしも賃金を支払う必要はなく、法人の趣旨に賛同してくれさえすれば、その要件を満たすことになります。

社員は一般的には「正会員」となりますので、会費がある場合には納付義務があり、また、法人の最高意思決定機関である「社員総会」で議決権行使する権限があります。

5 3名以上の理事、1名以上の監事がいること

「理事」は「理事会」を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づいて法人の業務を執行する者、「監事」は法人の業務執行状況・財務状況を監査する者となります。株式会社で言えば、理事は取締役、監事は監査役に近い役職です。

理事・監事を総称して「役員」と言いますが、この役員には親族制限規定があり、配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は配偶者や3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。

つまり、役員総数が5名までならば親族を役員に入れてはならず、6名以上の場合に初めて、親族を1人のみ入れられるということになります。

尚、社員には親族制限規定はありませんので、全員が親族でも問題ありません。

上記の要件を全て満たし、NPO法人設立のための「認証申請書」を所轄庁に提出して設立の認証受けた後、「設立登記申請」を行えば、NPO法人が設立されることとなります。

IV NPO法人設立サポート事務局の特長

当社は、NPO法人設立・運営支援を最も得意としており、これまで500件以上のNPO法人を設立し、100団体以上のNPO法人の顧問を務めております。様々なNPO法人の設立・運営に携わった実績に基づき、ご依頼いただいたお客様には下記のようなメリットを得ていただけると確信しております。

- ① 豊富な経験によって迅速・確実な書類作成と所轄庁との折衝をすることができるため、お客様のお手間を最小限とすることができる
- ② 所轄庁が認証上ポイントとする部分を把握しているため、確実に認証を取得できる
- ③ NPO法人に関する法律を熟知しているため、雛形どおりではなく、ご要望や運営実態に応じたフレキシブルな書類（定款）を作成することができる
- ④ 多数の顧問を務めた経験により、設立時は勿論、設立後も実務面・法務面から運営をサポートすることができる

お客様ご自身で手続きをされる場合、次項にあるような多数の書類を作成し、かつ、所轄庁との折衝を何度も重ねなければなりませんが、当社では、それらの手続きを全て代理いたします。ご依頼の際には、お客様のお手間を最小限にとどめ、最短の期間で設立を行い、かつ、お考えの事業がスムーズに開始できるよう、サポートをさせていただきます。

参考1：[設立認証申請時の提出書類一覧]

申請書	1部
定款	2部
役員名簿	2部
役員就任承諾書及び宣誓書	1部
役員の住所又は居所の証する書面（住民票の写し）	各1部
社員のうち10人以上の者の名簿	1部
確認書	1部
設立趣旨書	2部
設立についての意思の決定を証する議事録	1部
設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書	各2部
設立当初の事業年度及び翌年度の収支予算書	各2部

参考2：[設立登記時の提出書類一覧]

登記申請書	1部
認証書の写し	1部
定款	1部
理事の就任承諾書	各1部
設立当初の財産目録	1部
登記用紙	各1部
印鑑届出書	1部
代表者（理事長）個人の印鑑証明書	1部

V 必要書類（お客様にご用意・ご記入いただくもの）及びお手続きの流れ

（1）必要書類（お客様にご用意・ご記入いただくもの）

お手続きにあたり、まずはお客様の下記の書類をご用意・ご記入いただく必要があります。

◆設立認証申請時にご記入・ご用意いただくもの◆**[ご用意いただくもの]**

- 役員（理事・監事）の住民票（各1通）

[ご記入いただくもの]

- NPO 法人チェックシート
- 役員名簿
- 社員名簿

◆設立登記申請時にご用意いただくもの◆

- 理事長になられる方の個人実印の印鑑証明書（1通）
- 法人代表印(※)

※ 当社と提携している業者にて注文することもできます。ご利用になられますと、お客様ご自身で注文されるお手間が省けるだけでなく、登記申請手続きもスムーズに行うことができますので、ご検討下さい。

(2) お手続きの流れ

ご依頼から設立までは、下記のような流れとなります

【設立認証申請までの流れ】

- ① チェックシート・名簿へご記入いただき、住民票をご用意いただきます
(尚、住民票は下記④までにご用意いただければ、手続に支障はございません)
↓
- ② チェックシートにご記入いただいた情報を基に、「定款」を作成します
↓
- ③ 定款をご送付し、齟齬や修正箇所がないかどうかをご確認いただきます
↓
- ④ 定款をベースとして、残りの申請書類を作成してまいります
↓
- ⑤ 申請書類完成後、最終的なご確認をいただきます
↓
- ⑥ 当社の内部で最終的な書類の確認を行った後、所轄庁に申請いたします

【認証から設立までの流れ】

- ① 印鑑証明書・法人代表印をご用意いただきます
↓
- ② 「印鑑届出書」及び他の登記書類へのご捺印をいただきます
↓
- ③ 法人設立登記の申請をいたします (法人成立)
↓
- ④ 設立登記完了後、所轄庁に「設立登記完了届出書」を提出いたします

VI 設立までに要する期間

設立認証書類作成まで約3週間～1ヶ月間、申請後の縦覧・審査期間に最大4ヶ月間、設立登記申請書類作成・提出までに約1週間～2週間いただくこととなります。書類の作成状況や所轄庁の審査期間等により前後する可能性はございますが、ご依頼いただいてから5ヶ月～6ヶ月後が、設立の目安だとお見込み下さい。

VII ご料金について

下記の通りとなります。各プランとも総額のご料金となりますので、原則として追加報酬が発生することはございません。

- ① フルサポートプラン : 全国一律 ⇒ ¥120,000 (税別)

※設立認証申請書類作成、申請後の所轄庁との折衝、認証後の登記書類作成、法務局への登記申請といった、法人設立までの手続き全てを代行するプランです

② フルサポートプレミアムプラン : 首都圏限定プラン ⇒ ¥220,000 (税別)

※①のサービスに加え、定款細部のカスタマイズ、設立総会等の会議への出席及び説明、設立後の運営説明及び各種マニュアルの配布、入会申込書など運営に関わる資料、雛形の配布他、設立から設立後まで細部に亘って 100%サポートするプランです

③ 認証申請代行プラン : 全国一律 ⇒ ¥90,000 (税別)

※①のうち、認証取得までの設立認証申請書類作成・申請、申請前後の所轄庁との折衝を代行するプランです

④ 申請書類作成代行プラン : 全国一律 ⇒ ¥90,000 (税別)

※①のうち、法人設立までに必要な申請書類全てを作成代行するプランです

■認証保証制度について ■

当社では業界唯一の認証保証制度を導入しておりますので、万が一、当社の書類作成や手続上の不手際によって不認証となった場合には、上記費用を全額返金するか、または認証取得まで当該料金にて何度でも手続きをさせていただきます。

(④のプランについては認証保証制度の対象となりませんので、ご注意下さい)

詳細に関してご質問がございましたら、お電話・メールにてお問い合わせ下さい。

ーお問い合わせ先ー

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 3-1-5 スミト一神田岩本町ビル 9F

行政書士法人東京総合行政事務所

Tel : 03-6231-8677 (代)

Fax : 03-6231-8678

E-mail:info@gyosei88.com

※ 本書に掲載されている全ての文章の無断転載、転用を禁止します。